

令和8年度 利根沼田振興局「地域振興調整費」執行方針

群馬県利根沼田振興局

令和8年4月1日

利根沼田地域の振興及び活性化、地域課題の解決等を図るため、次のとおり、地域振興調整費を執行する。

1 対象事業

利根沼田地域の特色を活かした次の事業を対象とする。

(1) 以下に掲げる取組の促進に資すると認められる事業

- ・地域資源を活かした観光振興
- ・コミュニティの活性化（地域社会の維持・再生、歴史文化の再興・継承等）
- ・人口減少の抑制（移住・定住の促進、関係人口の増加等）
- ・持続的な社会に向けた環境保全の促進（脱炭素の推進、自然環境保護等）
- ・農林業の活性化（地域農産物の普及拡大、森林資源の利活用促進等）
- ・地域の防災対策の強化

(2) (1)のほか、「地域調整費事務取扱要領」に定める事業

2 地域振興調整費による補助

(1) 利根沼田管内の地域団体等が行う、以下を満たす事業に対し、地域振興調整費補助金を交付する。

- ・地域振興調整費の目的に合致し、事業効果が期待できる。
- ・新規性を有する事業である。
- ・団体の規則等が整備され、代表者や役員を置いている。
- ・団体の会計が適切に行われている。

(2) 補助金の採択にあたっては、以下の点を重視する。

- ・発展性（多様な主体と連携し、事業の拡大や発展が期待できる）
- ・自立性（事業実施後も自立的な運営が期待できる）
- ・波及性（他の地域や団体への波及が期待できるモデル性を有している）

(3) 補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、上限金額は50万円とする。ただし、事業効果が高く、重要施策の推進に寄与すると振興局長が特に認める場合には、補助率を3分の2以内、上限金額を100万円とすることができる。

(4) 同一事業主体による同一事業に対する補助金の支出期間は、原則として1年とする。ただし、振興局長が特に必要と認める場合には、支出期間を3年まで延長することができる。このとき、2年目以降の補助金額は、各前年度の補助金額の7割を上限とする。

3 その他

(1) 行政県税事務所は、対象事業等の検討にあたって事業内容のヒアリングを行い、適切な執行が図られるよう助言・指導する。

(2) 執行のため必要な手続、その他の事項は、この執行方針に規定するもののほか、「地域調整費事務取扱要領」、「地域振興調整費補助金交付要綱」及び「地域振興調整費補助金取扱要項」で定める。